８議庶第６２号
令和８年９月２４日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣　　様

下諏訪町議会議長　　中　山　　透

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は２８年度までに３５人に引き下げられます。長野県では今年度から独自に小学校１年生の「２５人規模学級編制」が導入されていますが、単級の学校は対象外であり、２年生以上への拡大についても不透明な状況です。また、複式学級については国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もあります。

さまざまな教育的ニーズに応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに十分な教育予算を確保する必要があります。

義務教育費国庫負担制度は、２００６年に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教職員配置を行っている自治体もありますが、公教育において地域間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上をふまえ、国会及び政府におかれては、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、２０２７年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１　教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を２分の１に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。